

米子市役所庁舎再編ビジョン（中期展望）

令和元年7月

米子市

目 次

はじめに	P.02
1 庁舎再編ビジョンの対象施設	P.03
(1) 対象施設の概要	
(2) 主な対象施設の経過と近況	
2 対象施設の課題	P.06
(1) 総合管理計画等の方向性	
(2) 庁舎の借地の近況等（本庁舎・第2庁舎）	
(3) 旧耐震基準建物への対応	
(4) 将来の本庁舎の更新イメージ	
3 庁舎再編の中期展望	P.09
(1) 再編方針及び再編に向けたシナリオ	
(2) 再編に向けた当面の工程表（※最短の工程）	
4 庁舎再編の推進体制	P.14
(1) 個別の実施方針の策定	
(2) 市議会・市民との情報共有	
(3) 公共施設等マネジメント戦略本部による進行管理	
参考資料 庁舎再編の対象施設・関係施設の位置図	P.15

はじめに

米子市は、高度経済成長期に集中的に整備したインフラ施設及び公共建築物（以下「公共施設等」という。）が一斉に老朽化することを踏まえ、平成２８年３月に「米子市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、公共施設等の長寿命化、更新及び統廃合を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な再配置を実現し、時代に即したまちづくりを推進することとしました。公共施設等の中でも、とりわけ公共建築物については、総延床面積を今後４０年間で２０％削減（当面の１０年間で５％削減）する総量抑制の目標を掲げ、それにより削減した施設の維持管理経費を、今後必要となる他の施設の更新経費に充てることとしました。

このように公共建築物全体の総量抑制が求められる中で、市の行政機能の拠点である米子市役所の庁舎も老朽化が進行しており、今後、財政状況も勘案しながら、必要な長寿命化、更新及び統廃合を計画的に行うことが求められています。

また、庁舎の一部には、その敷地が借地であるという長年にわたる課題があることから、借地料の低減や借地の取得に向けた取組も求められています。

他方で、公共施設等の最適な配置の実現は、国・都道府県・他の市町村にも共通する全国的な課題であり、他県では、県と市が行政の垣根を越えて庁舎を共同利用するなどの先駆的な取組も見受けられるようになっていきます。

こうした動きを受けて鳥取県でも県有施設の配置について、市町村との共同設置や共同利用も含めて検討されており、本市も鳥取県と庁舎の共同設置や共同利用の可能性について検討を進めています。

以上から本市では、公共建築物の総量抑制、老朽化対策、借地料の低減や借地の取得に向けた取組、質の高い住民サービスの提供を念頭においた施設の有効活用などを図る観点から、鳥取県との庁舎の共同利用を含めた市役所庁舎の統廃合などによる再編を推進するものとし、現時点における中期的な展望として、「米子市役所庁舎再編ビジョン（中期展望）」（以下単に「庁舎再編ビジョン」という。）を定めるものとします。



1 庁舎再編ビジョンの対象施設

庁舎再編ビジョンの対象施設（以下単に「対象施設」という。）は、市の事務所その他の施設のうち、主要な行政機能を配置しているもののほか、利用実態、老朽化、借地の状況等を踏まえ、これらと一体的に再編を検討すべき施設とし、具体的には、「本庁舎」、「旧庁舎新館」、「山陰歴史館」、「第2庁舎」、「ふれあいの里（福祉保健総合センター）」、「淀江支所」及び「下水道事務所（中央ポンプ場内）」とします。

なお、これらの施設の概要、経過・近況は次のとおりです。

（１）対象施設の概要

対象施設／所在地	土 地	主要な建物（築年数は平成31年4月1日現在）
本庁舎 〔加茂町一丁目1番地〕	庁舎 10,606 ㎡ （借地 10,046 ㎡） 駐車場 6,664 ㎡ （借地 4,735 ㎡）	・SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上5階地下1階 ・延床面積 12,235 ㎡ ・昭和57年11月建築（築36年） ・新耐震基準建築物
第2庁舎 〔東町161番地2〕	1,599 ㎡ （借地 1,599 ㎡）	・SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上4階地下1階 ・延床面積 2,428 ㎡ ・昭和50年6月建築（築44年） ・旧耐震基準建築物（耐震診断未実施）
ふれあいの里（福祉保健総合センター） 〔錦町一丁目139番地3〕	13,691 ㎡ （借地 2,712 ㎡）	・SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上4階地下1階 ・延床面積 7,799 ㎡ ・平成8年8月建築（築22年） ・新耐震基準建築物
旧庁舎新館 〔中町20番地〕	2,348 ㎡	・SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上4階 ・延床面積 3,650 ㎡ ・昭和36年11月建築（築57年） ・旧耐震基準建築物（耐震診断未実施）
淀江支所 〔淀江町西原1129番地1〕	7,563 ㎡	・RC造（鉄筋コンクリート造）、地上2階 ・延床面積 3,014 ㎡ ・平成元年6月建築（築29年） ・新耐震基準建築物
下水道事務所（中央ポンプ場内） 〔内町172番地1〕	4,057 ㎡ ※中央ポンプ場の敷地	・RC造（鉄筋コンクリート造）、地上2階地下1階 ・延床面積 4,645 ㎡ ・昭和47年3月建築（築47年） ・旧耐震基準建築物（耐震診断未実施）
山陰歴史館 〔中町20番地〕	1,577 ㎡	・RC造（鉄筋コンクリート造）、地上3階 ・延床面積 2,110 ㎡ ・昭和5年6月建築（築88年） ・旧耐震基準建築物（旧基準により耐震診断実施）

(2) 主な対象施設の経過と近況

対象施設	経過と近況
本庁舎	本庁舎の敷地（博愛病院跡地）は、その大部分が借地です。 新庁舎建設の際の候補地について、当時の検討組織が「市庁舎の位置は市街地の中心部又はその周辺地域とする」としたこと、また、博愛病院跡地の利活用の議論とも重なり、取得に向けて地権者との交渉も行われましたが成就しないまま「借地であるものの、現在の位置が最適である」とされ、これが昭和54年12月市議会定例会において了承されました。 また、旧米子市と旧淀江町との合併の際にも、新市の庁舎の位置とそのあり方について検討を行うこととされ、これを受けて新庁舎建設の必要性などについても検討されましたが、平成23年7月に、合併特例債を他事業に活用できなくなること、新庁舎の建設には多額の費用が必要となること、現在の本庁舎の位置は市民が利用する際の利便性が高いことなどから「現庁舎を移転し、新庁舎を建設する必要性は低い」とされ現在に至っています。 本庁舎の敷地については、借地料の低減及び取得に向けた地権者との交渉を続けていますが、借地料の低減について一定の成果がみられるものの、取得交渉については、思うように進んでいません。築36年が経過し老朽化の進行に伴い大規模改修等の必要性が高まりつつある現在、改めて、将来の移転の可能性なども含めてそのあり方を検討することが求められています。
第2庁舎	第2庁舎は、旧米子市・旧淀江町の合併時の庁舎再編の課題である本庁舎周辺の事務室不足に対応するため、総合研修センターを庁舎に転用したもので、平成24年には、「行政窓口サービスセンター」を公会堂から移転しました。 旧耐震基準建築物（耐震診断未実施）であり、築44年と老朽化が進行していることから、早急に老朽化対策を検討する必要があります。
ふれあいの里	その愛称を「ふれあいの里」とする福祉保健総合センターは、市民の福祉・保健の総合的推進と民間福祉活動の促進を図るための施設で、行政機能として福祉保健部の一部を配置しています。 ふれあいの里には、少子化・高齢化の進展に伴い今後も変化する福祉保健政策を、関係部署間の連携の下に総合的に推進していくための拠点機能の構築が期待されており、今後更に行政機能の移転・集積を進めることを前提に、そのあり方を見直すことが求められています。
旧庁舎新館	旧庁舎新館は、新庁舎の建設以後も、過去には市の部署の一部を配置していた時期もありますが、現在は、「男女共同参画センター」を設置しているほか、市の外郭団体などを入居させ、また、市の倉庫・書庫として利用しています。 旧耐震基準建物（耐震診断未実施）であり、また、老朽化が著しいことから、総合管理計画において既に「廃止の方向で検討する」としています。

山陰歴史館	山陰歴史館は、市指定文化財である旧庁舎を転用し設置している郷土の歴史に関する市民の知識及び教養の向上に資するための博物館類似施設です。 現在、「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」（平成 25 年）で言及された「よなごの通史の学び、城山（しろやま）のガイダンス、下町散策の拠点施設などとしての機能整備や貴重な建築物としての保護・保全の必要性」や旧耐震基準建物（耐震診断未実施）であることを踏まえ、耐震化を含めた今後の整備の方向性について検討しています。
-------	--

2 対象施設の課題

対象施設に共通する課題は、施設の老朽化です。

それぞれの施設の施設管理の観点からの老朽化対策（長寿命化、更新、統廃合等）の方向性は、既に総合管理計画等で示されていますので再掲します。

（１）総合管理計画等の方向性

対象施設	老朽化対策の方向性（概要）
本庁舎	計画的な施設改修及び適正な維持管理を図ることにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコスト（以下「ＬＣＣ」という。）の縮減を推進するとともに、旧庁舎新館の廃止を見据え、今後の庁舎機能のあり方について検討する。
第2庁舎	計画的な施設改修及び適正な維持管理を図ることにより、施設の長寿命化及びＬＣＣの縮減を推進するとともに、旧庁舎新館の廃止を見据え、今後の庁舎機能のあり方について検討を進める。
ふれあいの里	計画的な施設改修及び適正な維持管理を図ることにより、施設の長寿命化及びＬＣＣの縮減を推進するとともに、市役所庁舎機能のあり方を検討する中で今後の施設のあり方について検討する。 老人福祉センター（ふれあいの里内に設置）については、今後のふれあいの里のあり方を検討する中で、併せて、今後の施設機能等の検討を行う。
旧庁舎新館	隣接する山陰歴史館の利活用方針と調整を図りつつ、廃止を検討する。
淀江支所	計画的な施設改修及び適正な維持管理を図ることにより、施設の長寿命化及びＬＣＣの縮減を推進するとともに、旧庁舎新館の廃止を見据え、今後の庁舎機能のあり方について検討を進める。
下水道事務所 （中央ポンプ場内）	下水道施設全体（処理場・中継ポンプ場）の土木・建築構造物の改築・更新計画及び耐震計画策定の中で、今後の庁舎機能のあり方について検討する。
山陰歴史館	整備に係る基本構想の策定作業を進めており、その方針に基づき今後の施設整備を検討する。

（２）庁舎の借地の近況等（本庁舎・第２庁舎）

庁舎再編を検討する上で考慮すべき課題である庁舎の借地（本庁舎約８６％・第２庁舎１００％）の近況等は、次のとおりです。

ア 本庁舎・第２庁舎の借地料の近年の推移

（単位：千円）

年度	本庁舎			第２庁舎 敷地	合計
	敷地	駐車場	計		
R1	45,441	21,375	66,816	7,619	74,435
H26	46,196	21,716	67,912	7,772	75,684
H21	64,565	30,275	94,840	8,616	103,456
上記のほか、「ふれあいの里」敷地の約２０％が借地であり、その借地料は、現時点（R1）において年間約４９０万円です。					

イ 本庁舎・第２庁舎敷地の賃貸借契約期限

区分		賃貸借契約期限（最長の契約）	備考
本庁舎	敷 地	令和 22 年 1 1 月 3 0 日	一部、令和 17 年 9 月 3 0 日までの契約あり
	駐車場	令和 23 年 3 月 3 1 日	一部、令和 17 年 3 月 3 1 日までの契約あり
第2庁舎		令和 16 年 3 月 3 1 日	
中途において契約を解除するためには、地権者の合意が必要になります。また、場合によってはその際に、違約金などが発生することもあります。			

（３）旧耐震基準建物への対応

対象施設のうち、「本庁舎」、「ふれあいの里」及び「淀江支所」は、新耐震基準建物、「旧庁舎新館」、「山陰歴史館」、「第２庁舎」及び「下水道事務所（中央ポンプ場内）」は、旧耐震基準建物です。

「新耐震基準」は、建物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以後の建築確認において適用されている基準をいい、震度6強ないし7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。

一方で、その前日まで適用されていた基準を「旧耐震基準」といい、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊しないような構造基準として設定されていました。

旧耐震基準建物の対象施設については、将来発生するかもしれない大地震から市民等を守るため耐震化が必要ですが、これまで本市では学校など他の施設への対応を優先してきたことなどから耐震診断も未着手となっており、それらへの対応が喫緊の課題です。

(4) 将来の本庁舎の更新イメージ

本庁舎は、築36年の建築物であり、当面は長寿命化を図りながら使用できます。

このため本庁舎の建替えを直ちに検討することは現実的ではありませんが、庁舎再編を検討する上では、ある程度、将来の更新イメージを捉え、これを見据えておく必要があります。

当然ながら、現在地での本庁舎の更新については、借地の解消が前提となり、また、将来の本庁舎の整備規模や配置すべき行政機能については、今後のICT化などの進捗状況等も踏まえて、その計画時に改めて総合的な検討が求められます。

ア 現在地又は近接地で建替える場合

【イメージ1】

建替えの工事期間における臨時駐車場を確保した上で、現在の駐車場部分に新庁舎を建設する。現在の本庁舎敷地については、駐車場として整備する。

【イメージ2】

建替え用地（駐車場敷地を含む。）を民地等の取得により確保した上で、当該用地に新庁舎を建設する。駐車場用地の確保ができない場合は、現庁舎の敷地及び駐車場部分の一部を利用する。

イ 米子駅周辺のほか公共交通機関の利便性の高い他の場所で建替える場合

【イメージ3】

建替え用地（駐車場敷地を含む。）を民地等の取得により確保した上で、当該用地に新庁舎を建設する。

【イメージ4】（複合施設化）

将来において、市の他の大型施設の建替えを計画する際に、当該施設との複合化により新庁舎を建設する。

【イメージ5】（鳥取県との共同設置・共同利用）

将来において、鳥取県が西部総合事務所の既存棟の建替えなどを計画される際に、庁舎の共同利用を協議する。

3 庁舎再編の中期展望

既に述べたように、本庁舎の借地が解消できない現段階において、将来の本庁舎の建替えの場所を見定めることは困難ですが、いたずらに環境が整うまで時を置けば、本庁舎の老朽化が進行するとともに、賃貸借契約期限も迫ってきます。

一般に新庁舎の建設には、候補地の選定後であっても、建設計画の策定、基本設計・実施設計・建設工事・移転に最短でも6年程度は必要であり、最も早く更新時期を迎える借地契約期限の令和17年3月末から逆算すると、建設候補地の選定を、少なくとも令和11年4月まで、すなわち今から約10年後までに終えておく必要があります。

本庁舎の耐用年数を考慮すれば、今後、現在地での更新が可能か否かに関わらず、経済的合理性の観点から敷地を取得した方が有利であり、今後も敷地の取得交渉は継続していかなければなりません。残された時間は決して十分ではなく、今後は、本庁舎の将来の見定めにつながるように、将来の移転の可能性も見据えて、移転候補地の調査にも着手しなければなりません。

「はじめに」でも述べたように、この中期展望の策定目的は、公共建築物の総量抑制、老朽化対策、借地料の低減や借地の取得に向けた取組、質の高い住民サービスの提供を念頭においた施設の有効活用などを図ることにあります。

これらを踏まえつつ、ここまで言及してきた対象施設の課題のほか、鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用の協議結果、国とともに進めてきた未利用国有財産の活用検討の結果等を踏まえ、今後の庁舎再編の中期展望として、対象施設ごとの再編方針及び再編に向けたシナリオを次のとおり示します。

また、これら再編方針を進めるに当たっては、利用者の利便性の確保を念頭に、総合窓口システムの導入による窓口業務の一元化を推進するとともに、「最小の事務スペースで最大の事務効果」を念頭に、徹底的なペーパーレス化、AI・RPAの導入による業務の大胆な効率化、ICT技術を活用した事務室のフリーアドレス化等の取組を、「市役所のコンパクト化」の名の下に推進します。

（１）再編方針及び再編に向けたシナリオ

【再編方針１】本庁舎のあり方（当面存続）

- 「本庁舎」（築３６年）は、敷地と駐車場に係る借地料の更なる低減及び借地の取得に向けた地権者との交渉を継続しながら、当面、存続します。
- 「本庁舎」は、将来において移転する可能性もあることから、移転候補地の調査に着手します。
- 「本庁舎」の老朽化への対応は、移転の可能性があることや本庁舎以外の多数の老朽化施設への対応を優先するため、当面、必要最小限の修繕、設備更新等にとどめます。

【再編に向けたシナリオ】

- 「本庁舎」の当面の修繕、設備更新等については、令和元年度中に個別施設計画を策定し、計画します。
- 「本庁舎」の移転候補地の調査などは、令和元年度から着手します。
- 早期に移転候補地が見つかった場合には、その時点における本庁舎敷地の賃貸借契約期限までの借地料額、新たな本庁舎の概算整備費等を踏まえ、本庁舎移転の可能性の検証を行います。

【再編方針２】第２庁舎の廃止

- 「第２庁舎」（築４４年）は廃止し、建物を除却します。
- 借地である敷地の賃貸借契約の中途での解約及び敷地の返還について、地権者との合意を得るべく交渉を進めます。
- 「第２庁舎」の廃止に伴い不足する事務室等は、「再編方針５」による新庁舎の整備（簡易・小規模な建物の整備又は状況に応じて民間ビルの借上げなどを柔軟に検討）により確保します。

【再編に向けたシナリオ】

- 建物を除却した時点において借地である敷地を返還することが可能となるように、賃貸借契約の中途での解除について地権者の合意を得るべく交渉を行います。
- 入居部署等を移転先に移転後、適切な時期に建物を除却し、敷地を地権者に返還します。
- 「行政窓口サービスセンター」については、行政証明書のコンビニ交付の開始に伴い将来的に廃止する方向で準備を進めています。引き続き、この方針の下に、コンビニ交付に必要なマイナンバーカードの普及促進を図るとともに、利用状況の推移等を見極めながら、検討を続けます。

【再編方針3】鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用

- 鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用により、鳥取県西部総合事務所の新棟（最短で令和5年度中に完成予定。）に市の部署を移転します。
- 移転する部署の候補については、県・市において類似業務を行う部署であって近接配置されることにより利用者のサービスの向上や業務の相互補完が可能となることなどを勘案し、都市整備部（営繕課を除く。）とします。
- 鳥取県との庁舎の共同利用の一環として、市本庁舎への鳥取県西部県税事務所の移転を受け入れ、市税と県税が隣接し、さらには国税に近接することにより、利用者のサービスの向上と相互の連携体制の強化を図ります。

【再編に向けたシナリオ】

- 鳥取県との庁舎の共同設置・共同利用については、令和元年夏頃までに本市・県の双方による基本合意が整うことを目度に協議を進めます。

【再編方針4】ふれあいの里の施設機能の見直し

- ふれあいの里（築22年）は、長寿命化を図るため、以下の施設機能の見直しを踏まえ、速やかに施設全体の大規模改修を計画します。なお、今後、多額の維持・更新経費が見込まれる「水浴訓練室（休止中）」及び「老人福祉センターの入浴施設」については、大規模改修の際に廃止します。
- 本市の福祉保健政策を関係部署間の連携の下に総合的に推進していくための拠点としての機能強化の観点から、今後更に行政機能の移転・集積を進めることを前提に、ふれあいの里のあり方の見直しを進めます。

【再編に向けたシナリオ】

- 大規模改修について、令和元年度中に個別施設計画を策定し、計画します。
- 「水浴訓練室（休止中）」は、模様替えし、行政機能として活用します。
- 「入浴施設」の廃止に伴い、公の施設としての「老人福祉センター」は廃止しますが、「入浴施設以外」の施設機能の存廃については、ふれあいの里全体の見直しを進める中で判断します。

【再編方針５】旧庁舎新館の廃止と跡地の多目的利用・旧ハローワークの取得

- 「旧庁舎新館」（築５７年）は廃止・除却し、その跡地に「再編方針２」による第２庁舎の廃止に伴い不足する事務室を確保するための新庁舎（簡易・小規模な建物）の整備を検討します。
- ただし、今後の状況変化に応じ、新庁舎の整備については、民間ビルの借用など他に有利な状況が認められれば、柔軟に手法を検討していきます。
- 新庁舎の耐用年数は、本庁舎の耐用年数到達時期を考慮し２０年程度とします。
- 跡地については、併せて、山陰歴史館との一体的利用を検討します。
- 現在「旧庁舎新館」に入居している団体等の移転先として、国（鳥取労働局）が保有する「旧ハローワーク（米子公共職業安定所）」を取得します。

【再編に向けたシナリオ】

- 概ね２年以内に「旧ハローワーク」の土地・建物を取得し、当該取得年度又は翌年度に建物の改修等を実施し、その後「旧庁舎新館」の入居団体や倉庫を「旧ハローワーク」に移転します。
- 移転する団体には、「旧ハローワーク」事務所の１階部分を中心に使用させ、２階部分並びに別棟の会議室、車庫及び物置については、市が倉庫等に使用することとしますが、「男女共同参画センター」については、「ふれあいの里」に移転します。
- 新庁舎の整備（又は他の有利な方法による事務室の確保）の時期については、今後策定される山陰歴史館の改修計画等を踏まえて決定します。

【再編方針６】淀江支所の有効活用

- 合併後空きスペースが生じた時期もありましたが、現在は概ね有効活用ができています。ただし、レイアウト変更により確保できるスペースも見込めることから、必要に応じて、庁舎再編全体の中で更なる活用を検討します。

【再編方針７】下水道事務所のあり方

- 中央ポンプ場（昭和４７年建築）内の「下水道事務所」については、施設の老朽化により遅滞なく移転等を計画する必要があることから、平成３０年度に策定したストックマネジメント基本計画において定めた改築方針に基づき、今後、既存施設の修繕・改築計画を定め、これを踏まえてあり方を検討します。

【再編方針8】山陰歴史館の施設機能の見直し

- 「山陰歴史館」は、民間提案を募集し、民間活力によるリノベーションなどにより施設機能の見直しを図ります。

【再編に向けたシナリオ】

- 市文化財保護審議会の意見も聴き、施設機能の見直しと併せて、市指定有形文化財への造作を可能とする範囲等を定めます。
- その後、民間事業者等に利活用方策に係る提案を募集し、民間の新たな発想による施設機能の見直し（飲食を含む店舗などに利活用するための民間事業者への貸付け・リノベーションの許可、利用者の利便性を考慮した一定の整備）を行います。

(2) 再編に向けた当面の工程表 (※最短の工程)

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	以 後
◆本庁舎 〈借地料減額・取得交渉〉 〈移転候補地調査着手〉 〈個別施設計画策定〉 〈西部県税移転受入れ〉					
◆第2庁舎 〈借地契約解除交渉〉 〈移転〉 〈廃止・除却〉					
◆鳥取県西部総合事務所 〈新棟整備〉 〈移転〉					
◆ふれあいの里 〈個別施設計画策定〉 〈大規模改修・レイアウト変更〉 〈順次移転〉					
◆旧庁舎新館 〈廃止・除却〉 〈新庁舎整備等検討〉					
◆旧ハローワーク 〈取得〉 〈整備〉 〈移転〉					
◆淀江支所 〈有効活用〉 〈移転〉					
◆下水道事務所 〈既存施設全体の改築・耐震計画の策定〉 〈在り方検討 (庁舎機能)〉					
◆山陰歴史館 〈造作可能範囲検討〉 〈整備方針検討〉 〈個別施設計画策定〉					

4 庁舎再編の推進体制

（１）個別の実施方針の策定

庁舎再編の実施に当たっては、必要に応じて、対象施設別・再編方針別に個別の実施方針を策定します。

なお、今後の状況変化により再編方針の内容を変更する必要がある場合には、個別の実施方針において当該変更する内容を定めます。

（２）市議会・市民との情報共有

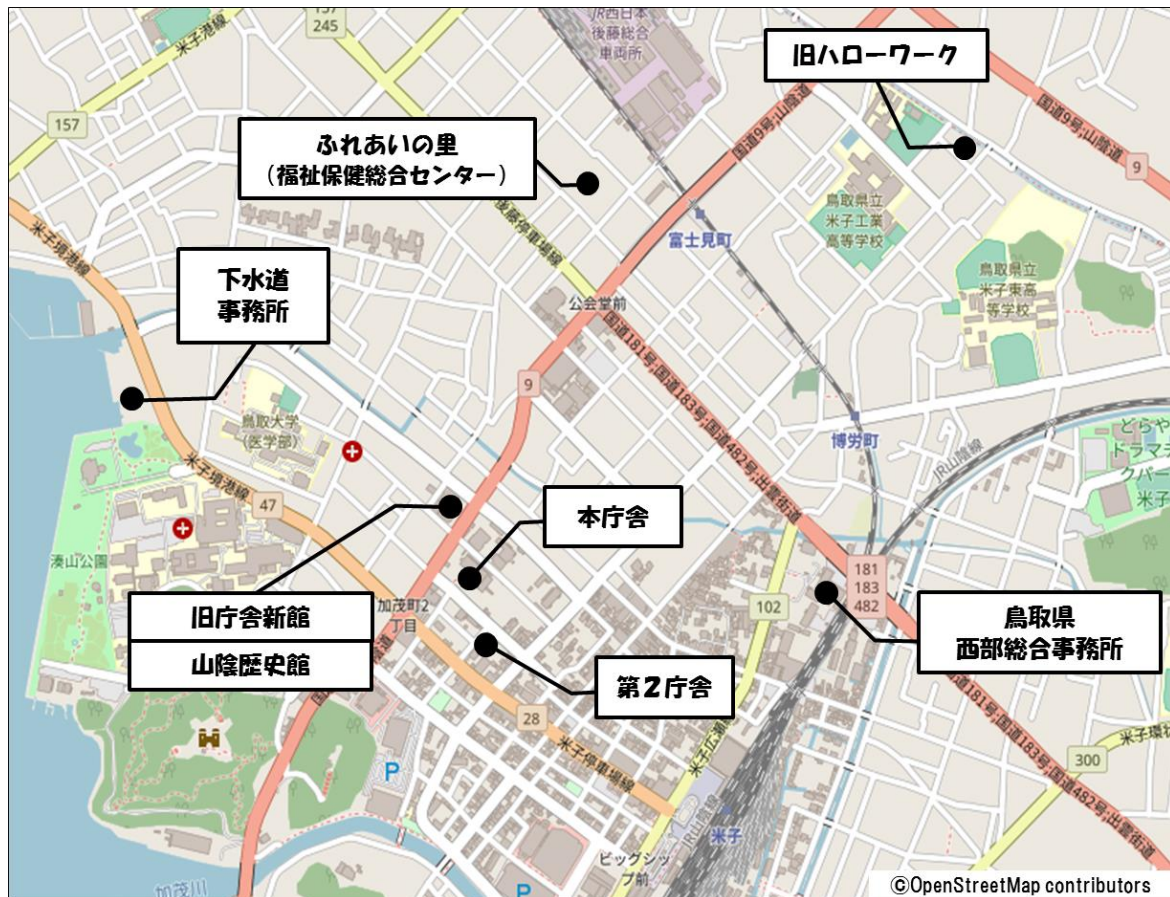
上記により策定する個別方針のほか、この庁舎再編ビジョンの推進に係る情報は、随時、市議会に報告するとともに、市民に公表し、市議会及び市民の理解と協力が得られるよう情報共有を図ります。

とりわけ、庁舎再編に伴い、内容に変更が生じる施設サービス等については、利用者等への説明に努めます。

（３）公共施設等マネジメント戦略本部による進行管理

庁舎再編は、市長を本部長とする「米子市公共施設等マネジメント戦略本部」により進行管理します。

参考資料 庁舎再編の対象施設・関係施設の位置図



米子市役所庁舎再編ビジョン（中期展望）

令和元年7月策定

米子市 総務部 調査課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地

電 話 (0859) 23-5307

FAX (0859) 23-5390

E-mail chousa@city.yonago.lg.jp